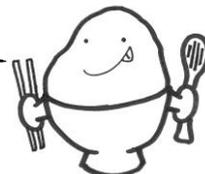


子育て世帯向けにリノベーションした市営住宅 に係る入居制度の導入について 御意見を募集します

御意見募集期間

平成28年6月7日（火）～7月6日（水）

【必着】



京都市では、少子高齢化等の社会情勢の変化を踏まえ、「次世代の居住促進・子育て支援」※のため、新たに、市営住宅を子育てしやすい間取りや設備等に住戸改善した「子育て世帯向けリノベーション住戸」を供給していくこととしています。

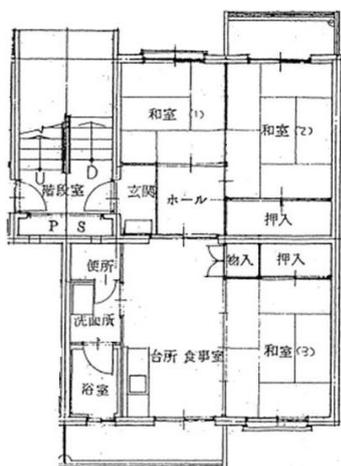
「子育て世帯向けリノベーション住戸」の住戸改善の内容（ハード面）については、現在、検討を進めていますが、併せて、入居資格や居住期限の設定等の入居制度（ソフト面）を新たに定める必要があることから、検討を行っています。

この度、「子育て世帯向けリノベーション住戸」に係る入居制度として、①子育て世帯に限定した募集を行うことと、②子育てを終えた世帯に居住期限を設けることについて、市民の皆様から御意見を募集します。

（※）京都市では、平成22年3月に策定した京都市住宅マスタープランの中間見直しを平成28年3月に行い、その中で、今後重点を置いて実施すべき住宅政策の施策の方向の一つとして、新たに「次世代の居住促進・子育て支援」を掲げています。

取組の方向性

現在の市営住宅の住戸（一例）



※ 現在は、居住期限なし

ハード面(住戸改善)

親と子どもが互いの様子を見ながら家事や遊び・勉強をすることができるよう、子育てしやすい間取り・設備等に住戸改善（リノベーション）

ソフト面(入居制度)

施策の目的に合った子育て世帯に入居いただくため、入居いただける子育て世帯の具体的な要件や居住できる期間を限定（＝「期限付き入居制度」の導入）

市営住宅における子育て世帯向けリノベーションの取組概要

取組の背景

○ 京都市では、少子高齢化への対応が課題となる中、特に、市営住宅においては、その傾向が顕著であり、子育て・若年層世帯の入居によるコミュニティバランス^{※1}の改善が求められています。

(※1) 地域における世帯の年齢構成などのバランスをいいます。

○ このため、「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略（平成27年9月策定）や、「はばたけ未来へ！京プラン」に基づく新たな実施計画（平成28年3月策定）において、「子育て・若年層世帯に対する住宅支援」を掲げるとともに、平成28年3月に中間見直しを行った京都市住宅マスタープランでは、具体的な取組として、子育てしやすい間取りや設備等にリノベーションした市営住宅を供給することとしています。

○ 現在、京都市住宅審議会^{※2}の御意見をいただきながら、子育て世帯向けリノベーション住戸の入居制度について検討を行っています。

(※2) 市営住宅の管理、民間住宅の利用及び活用その他市民の住生活の安定及び向上に関する事項について、本市の諮問に応じ、調査及び審議するため設置された学識経験者等により構成されている本市の附属機関をいいます。

市営住宅制度について

○ 市営住宅は、世帯の収入が一定額以下で、住宅に困っておられる世帯を対象として、低廉な家賃で住宅を賃貸するものです。

○ 市営住宅の入居は、原則として公募により行っています。

市民の皆様へ御意見を募集する内容

○ 今回のパブリック・コメントは、子育て世帯向けの間取りの変更やシャワーの設置など、住戸改善（リノベーション）した市営住宅に、子育て世帯に限定した募集を行うことと、子育てを終えた世帯に居住期限を設けることについて、市民の皆様から御意見を募集するものです。



市営住宅における子育て世帯向けリノベーションの取組概要

子育て世帯向けリノベーション住戸の概要

- 子育て世帯向けリノベーション住戸は、現在空き家となっている住戸を活用し、新たに子育て世帯向けの間取りや設備等に改善し、子育て世帯を対象に公募を行い、入居していただくとするものです。
- 整備の対象となる住戸は、住戸面積が一定規模（概ね45㎡）以上あって、風呂や台所などの設備が古い住戸を想定しており、具体的には、洛西ニュータウンや向島ニュータウン内の市営住宅を中心として、その空き家を活用する予定です。
- なお、具体的な間取りや設備等の詳細については、今後、大学等の協力も得ながら、大学生をはじめ、若い世代の発想や感性等も取り入れて、検討を進める予定です。

現在の市営住宅の住戸（一例）

- ・間取り : 3DK(和室3室+台所・食事室)
- ・住戸面積: 約59㎡
- ・設備機器: シャワーなし、給湯器なし



台所・食事室



和室



リノベーション住戸の間取りや設備（例）

- ・親が家事をする傍らで子どもが遊びや勉強をすることができるよう、食事室につながっている和室を一体的な間取りへと変更
- ・浴室、台所や洗面台における給湯設備の完備、シャワー付きの浴室
- ・ゆったりとした玄関の整備

など

(イメージ写真)

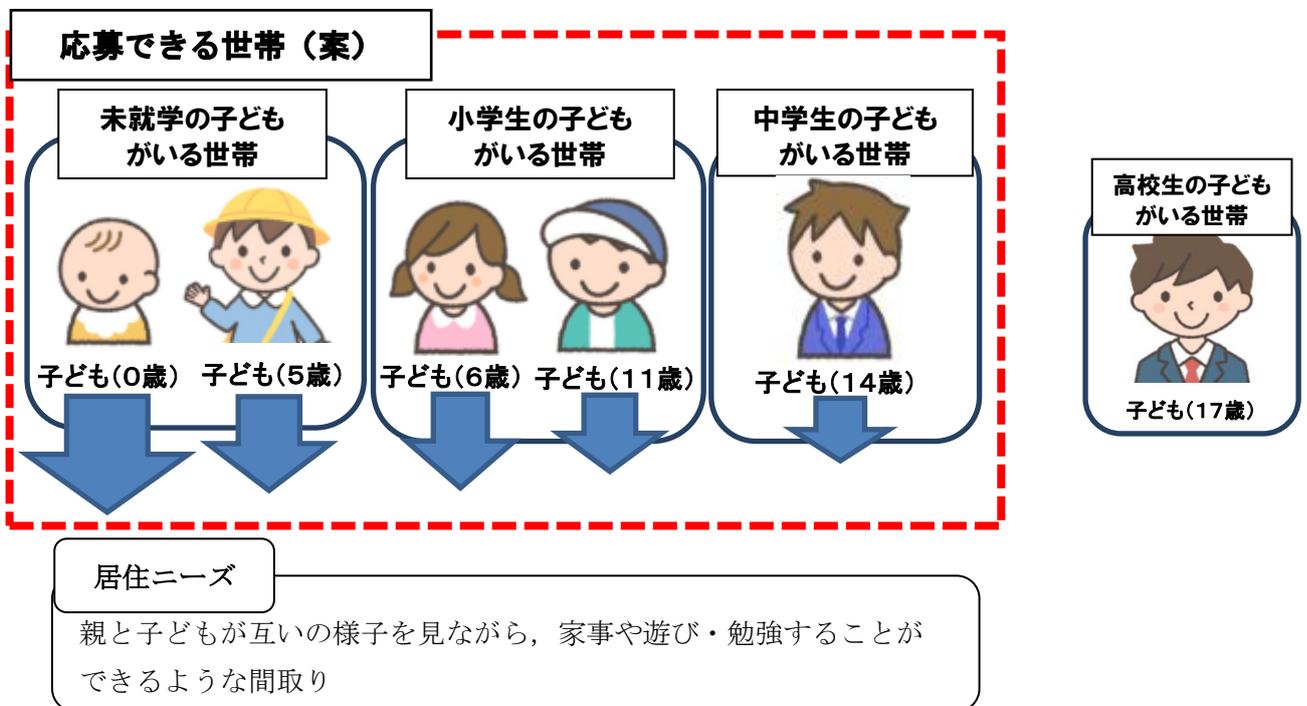


※ あくまでイメージであり、必ずしもこのとおり実施するわけではありません。

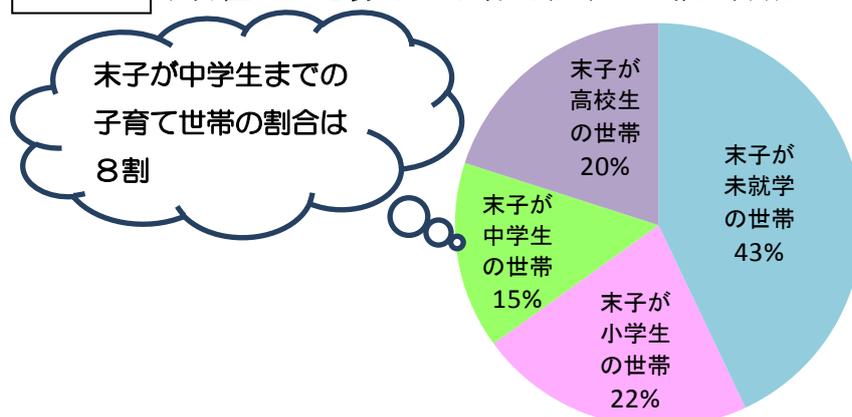
御意見を募集する内容

① 子育て世帯向けリノベーション住戸に応募できる世帯について（案）

- 子育て世帯向けリノベーション住戸は、親と子どもが互いの様子を見ながら、家事や遊び・勉強をすることができるような間取りとするなど、小さな子どもの子育てに対応できるような間取りとすることを想定しています。
- このため、今回の子育て世帯向けリノベーション住戸に応募できる世帯は、小学生以下の子どもがいる世帯を主な対象と想定したうえで、より幅広い世帯の入居を可能とするため、**中学校修了までの子どもがいる世帯**としたいと考えています。



参考 市営住宅に応募した子育て世帯の内訳（平成26年度）



御意見を募集する内容

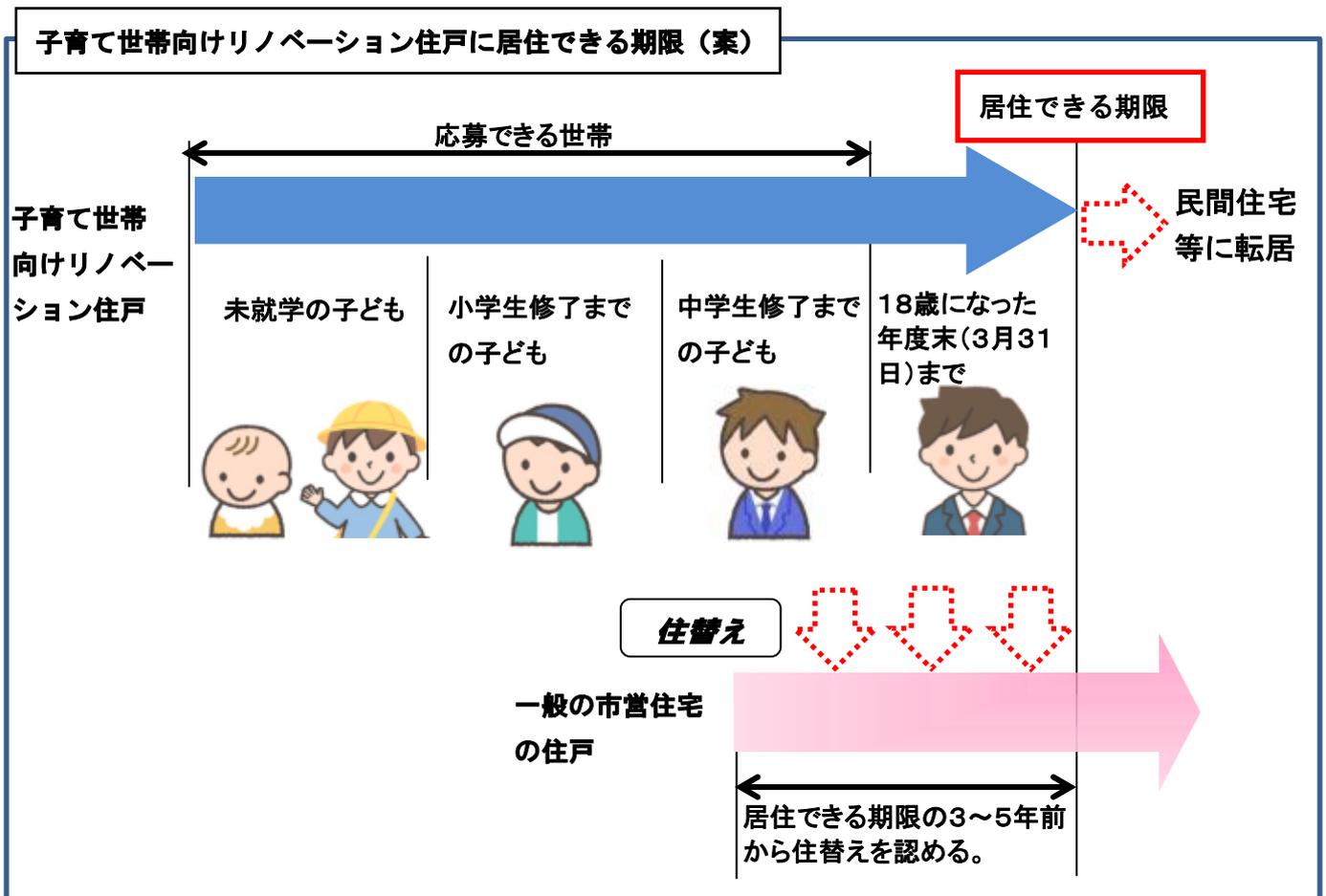
② 子育て世帯向けリノベーション住戸に居住できる期限の設定等について(案)

(居住できる期限の設定)

- 子育て世帯向けリノベーション住戸については、子育てを終えられたら転居していただき、次の子育て世帯に入居していただくことが望ましいと考えています。
- そこで、子どもの高校修了を目安として、入居した世帯の一番下の子(入居後に出生した子を含みます。)が18歳になった年度末(3月31日)までを、子育て世帯向けリノベーション住戸に居住できる期限としたいと考えています。

(居住期間満了後の住替え)

- 居住期間の満了後も、希望する世帯が引き続き市営住宅に居住できるよう、居住できる期限の3~5年前から一般の市営住宅への住替えができる仕組みを設けたいと考えています。



御意見の提出

御意見は、郵送、持参、FAX又は電子メールのいずれかの方法によりお寄せください。

御提出いただいた御意見の主旨とそれに対する京都市の見解については、京都市都市計画局住宅室住宅管理課のホームページ等で公表します。お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はできませんので、あらかじめ御了承ください。

なお、電話では受け付けておりませんので、御了承ください。

【募集期間】

平成28年6月7日（火）～平成28年7月6日（水）【必着】

【提出先】

(1) 郵送の場合

〒604-8571（住所の記載は不要です。）

京都市都市計画局住宅室住宅管理課 行

(2) FAXの場合

075-222-3526

(3) 電子メールの場合

住宅管理課の子育て世帯向けにリノベーションした市営住宅に係る入居制度についての市民意見募集ホームページの専用フォーム（平成28年6月7日から掲載）から送信できます。

【ホームページ】

この市民意見募集は、こちらのホームページでダウンロードしていただくことができます。

[京都市情報館](#)⇒[市政情報](#)⇒[市民意見（パブリックコメント）](#) ^

URL <http://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/0-Curr.html>

また、これまでの検討経過を御覧になりたい方は、こちらのホームページを御覧ください。

[京都市情報館](#)⇒[暮らしの情報](#)⇒[住まい](#)⇒[統計・計画・審議会](#)⇒[京都市住宅審議会](#) ^

URL <http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/12-2-2-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

**子育て世帯向けにリノベーションした市営住宅に係る
入居制度の導入についての御意見記入用紙**

様式は問いませんが、この用紙を郵送やファックスに御利用いただいても結構です。

ファックス番号 : 075-222-3526 京都市都市計画局住宅管理課

募集期間:平成28年6月7日(火)から平成28年7月6日(水)まで(必着)

※御意見を取りまとめる際の参考としますので、差し支えなければ該当する項目に○印を御記入ください。

【年代】 ~19歳 ・ 20歳代 ・ 30歳代 ・ 40歳代 ・ 50歳代 ・ 60歳代 ・ 70歳代~

【性別】 男性・女性 【区分】 京都市在住・京都市通勤通学（市外在住）・その他

① 子育て世帯向けリノベーション住戸に応募できる世帯について

【御意見】

② 子育て世帯向けリノベーション住戸に居住できる期限の設定等について

【御意見】

③ その他の御意見について（間取りのアイデアなど、自由に御意見ください。）

【御意見】

キ
リ
ト
リ
線

問合せ先

(市営住宅の制度全般について)

京都市 都市計画局 住宅室 住宅管理課

TEL : 075-222-3631 (直通) FAX : 075-222-3526

(リノベーションの概要, 京都市住宅審議会について)

京都市 都市計画局 住宅室 住宅政策課

TEL : 075-222-3666 (直通) FAX : 075-222-3526



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ!

